

著作権	判決年月日	令和7年11月6日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和7年(ネ)第10044号		
○ 他人がSNSに投稿した料理の写真を複製し、コメントと共にSNSに投稿した行為について、複製権、公衆送信権の侵害を認め、同一性保持権の侵害を否定した上で、著作財産権侵害による慰謝料請求を一部認容した事例。				

(事件類型) 損害賠償 (結論) 原判決変更・請求一部認容

(関連条文) 著作権法2条1項1号、10条1項8号、20条、21条、23条、民法709条、710条

(原判決) 東京地方裁判所令和5年(ワ)第15310号、同6年(ワ)第5142号・令和7年3月18日判決

判 決 要 旨

- 1 本件は、Xが、Y及び1審相被告らによるツイッター上の本件各投稿が、Xの名誉感情、プライバシー権、著作権及び著作人格権を侵害したとして、共同不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。
- 2 原判決は、Yらによる投稿の一部について、共同してXの名誉感情を侵害する違法な侮辱行為に当たるとして、Xの請求を一部認容したが、著作権及び著作人格権については、仮に侵害に当たるとしても、当該投稿による名誉感情の侵害による慰謝料を超える損害が発生するとは認められないから判断を要しないと判示した。これに対し、Yが控訴し、Xが附帯控訴した。
- 3 本判決は、要旨、次のとおり判示して、原判決を一部変更し、著作権（複製権、公衆送信権）の侵害を認めるとともに、同侵害による慰謝料請求を一部認容した。
 - (1) 本件写真はXが撮影したものであるが、写真の構図や陰影等は一義的に決まるものではなく、Xの創意工夫があることが推認されるから、およそ創作的表現が含まれていないということとはできず、著作物性が認められる。
 - (2) 同一性保持権侵害については、Yは本件写真をXの承諾なしに複製し、転載したことが認められるものの、本件写真に改変を加えておらず、Xの意に沿わないコメントを付したからといって、本件写真の著作物としての同一性が失われたと認めることはできないから、同一性保持権の侵害は認められない。
 - (3) Yに著作権（複製権、公衆送信権）侵害が成立することは明らかである。Yが専らXの感情を傷つけ、不快感を与える内容を述べることを目的として投稿を行ったと認められる以上、「公正な慣行に合致」し、かつ、「引用の目的上正当な範囲内」で行われたものには該当しないから、引用の抗弁は認められない。

(4) 最高裁昭和61年5月30日第二小法廷判決・民集40巻4号725頁の判示の趣旨に照らすと、著作財産権侵害により精神的損害が発生することは否定されない（民法710条参照）。本件において、本件写真の著作物としての財産的価値は乏しいと考えられるから、著作財産権の侵害に係る慰謝料の額もこれに応じたものになるはずであること、本件写真の内容、引用の態様その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、著作権（複製権、公衆送信権）侵害により原告が受けた精神的損害を慰謝するための慰謝料としては、1万円をもって相当と認める。

以 上